

令和7年度

定期監査等結果報告書

令和8年3月

丹波市監査委員

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 監 査 の 種 別 | 1 |
| 2. 監査実施日及び対象 | 1 |
| 定期・行政監査 | 2 |
| 1. 監査実施日及び対象 | 2 |
| 2. 監 査 の 主 眼 | 2 |
| 3. 監 査 の 方 法 | 2 |
| 4. 監 査 の 結 果 | 3 |
| ● 意 見 及 び 要 望 | 3 |
| ふるさと創造部 | 4 |
| 総 務 部 | 4 |
| まちづくり部 | 4 |
| 財 務 部 | 4 |
| 生 活 環 境 部 | 5 |
| 健 康 部 | 5 |
| 福 祉 部 | 5 |
| 産 業 経 済 部 | 5 |
| 建 設 部 | 6 |
| 議 会 事 務 局 | 6 |
| 上 下 水 道 部 | 6 |
| 教 育 部 [教育委員会事務局] | 7 |
| 学 校 | 7 |
| 随 時 監 査 | 8 |
| I. 工 事 監 査 | 8 |
| II. 備 品 及 び 現 金 監 査 | 10 |
| III. 貯 蔵 品 監 査 | 11 |
| 財 政 援 助 団 体 等 監 査 | 12 |
| む す び | 13 |

令和7年度定期監査等結果報告書

1. 監査の種別

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）
- (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）
- (3) 随時監査（地方自治法第199条第5項）
- (4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査実施日及び対象

- (1) 定期監査
- (2) 行政監査

《書面監査》

令和7年11月26日～令和8年2月12日 全部署（学校含む）

《実地監査》

令和8年1月26日～2月12日 ふるさと創造部ふるさと定住促進課外20部署
（学校含む）

- (3) 随時監査

ア. 工事監査

令和7年7月2日 丹波悠遊の森施設等改修工事（産業経済部観光課）
令和8年1月29日 地域つながりセンター移転整備工事（福祉部社会福祉課）

イ. 備品及び現金監査

令和7年8月8日 会計課
令和8年1月26日 議会事務局議事総務課外2部署
2月3日 まちづくり部市民活動課外4部署
2月5日 健康部健康課外3部署、小川小学校
2月10日 東小学校外3校、まちづくり部人権啓発センター
2月12日 生活環境部市民安全課外3部署

ウ. 貯蔵品監査

令和7年6月27日 上下水道部水道課

- (4) 財政援助団体等監査

令和7年11月27日 株式会社フォレスト・ドア（ふるさと創造部ふるさと定住促進課）

定期・行政監査

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

(1) 定期監査 (2) 行政監査

《書面監査》

令和7年11月26日～令和8年2月12日

[事務部局] ふるさと創造部ふるさと定住促進課外48部署

[学 校] 崇広小学校外25校

《実地監査》

令和8年1月26日 議会事務局議事総務課 ふるさと創造部ふるさと定住促進課 総務部氷上支所

2月3日 まちづくり部市民活動課、人権啓発センター 財務部財政課 建設部農地整備課 福祉部介護保険課

2月5日 健康部健康課、看護専門学校 教育部学校教育課、恐竜課 小川小学校

2月10日 東小学校、黒井小学校、竹山小学校、市島中学校

2月12日 生活環境部市民安全課 建設部土木総務課 上下水道部 下水道課 産業経済部農林振興課

2. 監査の主眼

本年度の実施計画のもと、事務事業の執行が市民の視点に立ち、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められている点に重きを置き、主に、令和7年度各所管課が抱える事務事業執行上の問題点及び懸案事項を検証した。また、上半期の予算執行状況が関係法令等に準拠しているか、さらには、行政監査の視点も考慮しながら、市行政の合規性・効率性について考察を行った。

そして、これまでの監査が、業務改善につなげるための実効性のある指導的監査となっているかについて考察した。

3. 監査の方法

全部署から求めた監査資料・関係書類により書面監査を行い、行財政運営上のリスクの重要度、過去の監査結果に対する措置状況等の重要性、前回実施してからの期間

等を勘案し抽出した各所管課と出先機関を实地監査対象として、担当部長をはじめとする職員の説明を聴取するとともに、組織目標とその達成度評価について説明を受け、事務事業が適正かつ効率的に執行されているかということについて監査した。

また、これまでの定期監査、行政監査、決算審査及び例月出納検査で指摘、意見、要望を行った事項の改善状況等についても確認した。さらに、今年度新たな取り組みとして、書面質疑を実施した。

4. 監査の結果

予算執行など財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

また、事務の執行（行政監査）についても、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の事務においては、検討・改善を要する事項も見受けられたため、以下に記述する「意見及び要望」を踏まえて、十分に検証、検討を行い、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

●意見及び要望

【全部署共通】

共通して聴取した事項の結果に対し、次のとおり意見・要望する。

今年度、個人情報漏洩の事案が発生している状況を踏まえ、職員一人ひとりが改めて自らの問題として認識し、業務上知り得た情報の適正な取扱いに一層の注意を払うとともに、必須研修として実施されている公務員倫理（コンプライアンス）研修などを通じてその理解を深め、適正な事務の執行に努められたい。

次に、職員の勤怠管理状況を確認したところ、特定の職員に時間外勤務が偏っている状況が認められた。このような状況は、職員の健康に悪影響を及ぼす可能性があるほか、業務遂行に支障をきたす恐れがあるため、管理職員においては業務の分担を調整し、業務量の平準化を図るとともに、適切な業務管理を徹底されたい。また、夜間に講座や会議等を実施する際には、早出・遅出勤務を積極的に活用することで時間外勤務の削減に努められたい。

さらに、各種管理簿における更新の未確認や記入誤り等が見受けられる部署があったことから、確認等の事務処理が形骸化しないよう、決裁過程における適切なチェックを徹底するとともに、受付印の管理・使用についても適正に運用し、事務の適正化に努められたい。

【各 部 署】

ふるさと創造部

ふるさと定住促進課

定住促進に係る各種補助金について、転出に伴い返還を求める場合もあることから、引き続き厳正な対応を講じられたい。

総 務 部

氷上支所

市民が来庁しやすい支所の環境づくりに努められたい。

まちづくり部

市民活動課

- ① 通帳、届出印、キャッシュカードについて、引き続き適切に管理されたい。
- ② 多くの補助金の交付事務については、公平性を確保するとともに、厳正な対応をされたい。

人権啓発センター

- ① 住宅新築資金等貸付金元利収入、住宅改修資金等貸付金元利収入の滞納について、引き続き適切に整理・回収に努められたい。
- ② 現金の取扱いについて、時間外に収入となる際には、管理簿の作成を検討されたい。

財 務 部

財 政 課

健全で持続可能な財政運営を目指し、引き続き将来を見据えた計画的な取り組みを実施されたい。

生 活 環 境 部

市 民 安 全 課

防犯カメラの設置は防犯上非常に有効であるため、積極的な取り組みを実施されたい。

健 康 部

健 康 課

- ① 福祉医療費返納金の滞納整理について、5年の時効が中断できるよう回収に努められたい。
- ② 後期高齢者医療保険料の滞納整理について、引き続き適切な債権管理に努められたい。

看 護 専 門 学 校

- ① 看護師国家試験合格率 100%の継続を目指して、引き続き適切な指導を講じられたい。
- ② 当初予算に計上漏れがあり、これに伴う流用が多数見受けられた。今後は、適切な予算計上に留意されたい。

福 祉 部

介 護 保 険 課

介護保険料の滞納整理について、不納欠損の削減を図るとともに、引き続き適切な債権管理に努められたい。

産 業 経 済 部

農 林 振 興 課

- ① 補助金交付要綱において、活用されていないものについては、見直しを検討されたい。
- ② 多くの補助金の交付事務を取り扱っているが、年度ごとに報告を受けるものについて、提出後の確認を引き続き適切に実施されたい。

- ③ 農の学校検証委員会の実施に際しては、組織目標シートに記載の「効果的な学校運営の方向性の整理検討」を着実に遂行されたい。

建 設 部

土 木 総 務 課

- ① 道路沿いの支障木伐採事業について、現場確認を適切に実施されたい。
- ② 河川環境整備事業において、自治会員の高齢化が進む中、将来的な担い手不足が懸念されているため、今後の対応について検討されたい。

農 地 整 備 課

- ① 通帳に暗証番号を設定していることから、担当者が異動した際には暗証番号を変更されたい。
- ② 地籍調査事業について、計画的かつ効率的な実施に努められたい。

議 会 事 務 局

議 事 総 務 課

- ① 公務出張の費用弁償の支出について、今後は疑義が生じないように、より慎重かつ適切な対応に努められたい。
- ② 通帳及び届出印の保管にあたっては、1人で管理することがないように、それぞれ管理者を分けて保管されたい。
- ③ 時間外勤務及び乖離時間について、各議員に協力を求め、勤務時間終了後に行われる会議等の縮減に努められたい。

上 下 水 道 部

下 水 道 課

- ① 施設の統廃合計画が、先を見据えて順調に実施できるように努められたい。
- ② 小学生等への出前講座の実施は、有意義な取り組みであることから、引き続き積極的に事業を推進されたい。

教育部〔教育委員会事務局〕

学校教育課

- ① いじめ問題等に関しては、早期対応が可能となるよう、引き続き適切な体制の整備と迅速な解決に努められたい。
- ② 学校運営協議会を、学校内で発生する事案を共有する場として、効果的に活用されたい。

恐竜課

たんば恐竜博物館の来館者増加を図るため、さらに魅力ある取り組みを実施されたい。

学 校

小川小学校、東小学校、黒井小学校、竹山小学校、市島中学校

各小中学校での意見及び要望については、次のとおり7項目を取りまとめているが、全小中学校共通事項として、統一的な取扱いを協議するとともに、今回、実地監査の対象とならなかった小中学校においても検証、検討を行うことで、業務改善に取り組まれない。

- ① 学校徴収金について、振替不能となった家庭に対して依頼を行う際は、可能な限り現金を取り扱わないよう努め、保護者からの振込みを原則とした取り扱いとされたい。
- ② 防犯カメラに関し、設置台数が不足している学校については増設を検討されたい。
- ③ 学校運営協議会を、学校での困りごとを共有する場として、有効活用を検討されたい。
- ④ 学校徴収金等の通帳及び届出印は、1人で管理することがないように、それぞれ管理者を分けて保管されたい。また、会計処理のためキャッシュカードを所持している場合は、担当者が変わる際には暗証番号を変更されたい。
- ⑤ 運転者台帳の未作成及び更新漏れが認められることから、適正な事務処理に努められたい。
- ⑥ セーフティたんば号の月1回の重点点検が漏れているため、確実に実施されたい。
- ⑦ 学校関連施設等のスペアキーの管理について、一部に点検頻度が1年に1回とされている学校が認められた。管理上の適切性を確保する観点から、より短い期間で確認が行われるよう点検頻度を統一して実施されたい。

随 時 監 査

I. 工 事 監 査

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、随時監査として工事監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

令和 7 年 7 月 2 日 丹波悠遊の森施設等改修工事（産業経済部観光課）
令和 8 年 1 月 29 日 地域つながりセンター移転整備工事（福祉部社会福祉課）

2. 監査の主眼

本年度の実施計画のもと、建設工事の計画、設計、施工検査等が適正かつ効率的に執行されているかを重きに置き考察した。

3. 監査の方法

令和 7 年度に繰越しを行った建設工事並びに令和 7 年 10 月末までに契約した建設工事で、原則として請負額が 1,000 万円以上の土木・建築工事の中から、監査対象工事として、丹波悠遊の森施設等改修工事外 1 件の工事を抽出し、関係書類の提示と説明を聴取するとともに、現場踏査による施工、監理状況について工事監査を実施した。

4. 監査の結果

監査対象工事における事務の執行及び事業の管理については、それぞれ以下のとおり意見及び要望する。

(1) 丹波悠遊の森施設等改修工事

◆概 要

- ①工事番号 丹観工第 5 号
- ②工事場所 丹波市立丹波悠遊の森
- ③工事概要 丹波悠遊の森施設等改修工事 一式
 - ・森林生態学習舎棟 一式
 - ・福祉棟、エナガ棟 一式
 - ・ボイラー室 一式
 - ・キャンプサイト改修 2 か所

*工 事 期 間 令和 7 年 2 月 8 日～令和 7 年 7 月 17 日

*受 注 者 株式会社 ヤオシン

- *当初請負金額 21,780,000 円 (消費税含む)
(補助率等：市単独事業)
- *落札率 97.0%
- *工事担当課 産業経済部観光課
- *工事進捗状況 63% (令和7年5月末現在)

●意見及び要望

改修工事においては、利用者の利便性向上と安全の確保を十分に考慮されたい。

(2) 地域つながりセンター移転整備工事

◆概要

- ①工事番号 丹社福工第3号
- ②工事場所 丹波市春日町黒井 1519 番地 1
- ③工事概要 福祉施設
鉄筋コンクリート造り 1階建 延床面積 450.0 m²
上記に係る建設工事、電気工事、機械設備工事 一式
- *工事期間 令和7年7月29日～令和8年1月15日
- *受注者 株式会社 森津工務店
- *当初請負金額 71,500,000 円 (消費税含む)
- *変更請負金額 73,403,000 円 (消費税含む)
(補助率等：市単独事業)
- *落札率 98.9%
- *工事担当課 福祉部社会福祉課
- *工事進捗状況 98% (令和7月12月末現在)

●意見及び要望

センターの移転に伴い、現在の利用者が不便を感じることはないよう配慮されたい。

Ⅱ. 備品及び現金監査

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査として備品及び現金監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

(1) 備品監査

| 監査実施日 | 対象部署 |
|-----------|---|
| 令和8年1月26日 | 議会事務局議事総務課 ふるさと創造部ふるさと定住促進課 総務部氷上支所 |
| 2月3日 | まちづくり部市民活動課、人権啓発センター 財務部財政課 建設部農地整備課 福祉部介護保険課 |
| 2月5日 | 健康部健康課、看護専門学校 教育部学校教育課、 恐竜課 小川小学校 |
| 2月10日 | 東小学校 黒井小学校 竹山小学校 市島中学校 |
| 2月12日 | 生活環境部市民安全課 建設部土木総務課 上下水道部下水道課 産業経済部農林振興課 |

(2) 現金監査

| 監査実施日 | 対象部署 |
|-----------|-----------------------|
| 令和7年8月8日 | 会計課 |
| 令和8年1月26日 | 総務部氷上支所 |
| 2月3日 | まちづくり部市民活動課 福祉部介護保険課 |
| 2月5日 | 健康部健康課 教育部恐竜課 |
| 2月10日 | まちづくり部人権啓発センター |
| 2月12日 | 生活環境部市民安全課 産業経済部農林振興課 |

2. 監査の主眼

備品及び現金の管理体制の適正化を確立することを目的に考察した。

3. 監査の方法

財務会計システム等から、対象部署が購入している備品をあらかじめ抽出し、その備品の現物との突合検査及び備品シールの貼付等の確認を実施した。

また、現金については、現物及び現金出納簿等を確認した。併せて、金庫内の通帳等の保管状況も確認した。

4. 監査の結果

備品監査において、抽出備品の活用状況については、おおむね取得目的、用途に沿って管理し活用が図られていた。

また、現金監査においては、つり銭用現金及び当日収入現金と保管現金及び現金出納簿等の内容は一致しており適正に管理がなされていた。

Ⅲ. 貯蔵品監査

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、随時監査として貯蔵品監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

令和 7 年 6 月 27 日 上下水道部水道課

2. 監査の主眼

貯蔵品の管理体制の適正化を確立することを目的に考察した。

3. 監査の方法

貯蔵品在庫一覧から抽出した貯蔵品について、現物確認を実施した。

4. 監査の結果

登録内容と齟齬はなく、貯蔵品は適正に管理されていた。

財政援助団体等監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象団体

令和 7 年 11 月 27 日 株式会社フォレスト・ドア（ふるさと創造部ふるさと定住促進課）

2. 監査対象補助金

丹波市サテライトオフィス等開設支援事業補助金 31,156,000 円

3. 監査の主眼

本年度の実施計画のもと、財政援助団体では、交付された補助金が適正かつ効率的に執行されているか、公の施設の管理を行う指定管理者では、当該管理者の指定が適正・公正に行われ、施設が適切に管理されているかという点に重きを置いて考察した。

4. 監査の方法

令和 6 年度に補助金・交付金等又は指定管理料を支出した財政援助団体等の中から 1 団体を選定し、関係書類等の提出を求め、あらかじめ書面監査を行った上で、団体代表者や関係職員からのヒアリングによる実地監査を実施した。

5. 監査の結果

補助金の交付手続きは適正に行われていた。また、補助金は補助目的に沿った運用がなされていた。

●意見及び要望

- ① 補助金申請時の事業計画に基づき、着実な取り組みの履行を徹底されたい。
- ② 事業実績報告書の内容と現物確認結果に相違が認められたため指摘した。今後は、事業実績報告書の内容確認に当たり、確認の正確性を一層徹底されたい。

む す び

丹波市には独自の伝票審査・指導において、財務規則や会計事務処理要領などの適用誤りや相手方情報の誤りをなくすための取り組みとして、不備が確認された伝票に警告を付けて再提出を求め、不備の改善を通じて伝票起票の精度向上を目指した警告制度がある。

この制度の導入後、不備となる伝票が大幅に減少し、制度による効果が顕著に現れた。この成果は職員一人ひとりが意識改革に取り組み、会計事務処理の正確性向上に大きく寄与した結果と言える。今後も適正な事務処理に努められたい。

次に、職員の勤怠管理については以前より課題を指摘していたが、定期監査の時点では前年度と比較して半数以上の部署で時間外勤務が減少傾向にあることが確認できた。この改善には、組織改編による職員の集約や業務の見直し、業務の外部委託、計画的な業務管理、時差出勤の活用などが寄与していると言える。

しかしながら、一部の部署では、特定の職員が長時間の時間外勤務に従事していることが常態化している例も見られ、健康状態への懸念や数字に表れにくい管理職の負担にも配慮が必要である。疲労の蓄積による事務処理能力の低下や事故発生リスクを軽減するため、応援体制の適切な調整やICT機器の活用を進めるとともに、各部署では日常的に改善意識を持ち、現場の状況に即した創意工夫を図られたい。

また、令和8年4月からは、職員の働き方の改善と業務効率化に伴う時間確保を通じて市民サービスの向上を図ることを目的に、市役所本庁舎や各支所などの開庁時間の変更の本格実施が予定されている。この取り組みが目的を達成し、職員の労働環境改善と質の高い市民サービスにつながることを期待するものである。